

1 2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 2 2 日 (水)
開 催 時 間	午 前 1 0 時 0 0 分
開 催 場 所	市 役 所 本 館 8 階 第 2 委 員 会 室
出 席 委 員	中 山 教 育 長 村 本 教 育 長 職 務 代 理 者 岩 井 委 員 藤 井 委 員
出 席 職 員	田 中 副 教 育 長 ・ 小 山 教 育 監 ・ 万 代 次 長 ・ 木 下 次 長 ・ 式 教 育 政 策 課 長 ・ 黒 井 学 校 教 育 推 進 課 長 ・ 光 岡 人 権 教 育 課 長 ・ 山 本 学 務 給 食 課 長 ・ 打 抜 教 育 セ ン タ ー 所 長 ・ 松 田 生 涯 学 習 課 長 ・ 谷 桂 青 少 年 会 館 長 ・ 岸 安 中 青 少 年 会 館 長

【中山教育長】 それでは、12 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員に、藤井委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日、水野委員からは、欠席届が出ておりますのでよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 では、11 月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。

皆様、この件につきまして、何か質疑ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、11 月定例会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 次に、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですけれども、お手元配付の資料のとおりでございますので、ご確認ください。

(教育長報告)

11 月 22 日 (月)	定例教育委員会
11 月 24 日 (水)	学校訪問 (用和小学校)
11 月 25 日 (木)	学校訪問 (大正中学校・安中小学校)
11 月 26 日 (金)	第 3 回八尾市社会教育委員会議 学校訪問 (八尾中学校)
11 月 29 日 (月)	学校訪問 (南高安小学校・久宝寺小学校)
11 月 30 日 (火)	12 月市議会定例会本会議 (第 1 日)
12 月 2 日 (木)	教育 (教材) 年賀葉書の贈呈式 (東山本わかばこども園) 学校訪問 (東中学校)

12月3日(金)	部長会 学校訪問(北山本小学校)
12月5日(日)	第36回高安の里マラソン大会(高安小中学校)
12月6日(月)	12月市議会定例会本会議(第2日)
12月7日(火)	12月市議会定例会本会議(第3日)
12月8日(水)	12月市議会定例会本会議(第4日)
12月10日(金)	学校訪問(上之島中学校) ひゅーまんフェスタ2021
12月11日(土)	第11回八尾ベースボールクラブカップ閉会式
12月13日(月)	学校訪問(龍華中学校・亀井中学校・久宝寺中学校)
12月14日(火)	文教常任委員会・予算決算常任委員会文教分科会
12月15日(水)	定例教育委員協議会
12月17日(金)	2021年度高美中人権デー
12月20日(月)	予算決算常任委員会全体会 学校訪問(曙川中学校・桂中学校・高美中学校)
12月21日(火)	12月市議会定例会本会議(第5日) 学校訪問(志紀中学校) 八尾をきれいにする絵画コンクール表彰式

【中山教育長】 先月も申し上げましたとおり、学校訪問は2回目ですが、各学校で子どもたちの様子も教室を回って見させていただいています。また、特別支援教育の推進について、校長先生とお話している状況です。

昨日ですが、八尾をきれいにする絵画コンクールの表彰式がありました。例年600点ほど自主的に夏休みの宿題として出している子どもたちがいるようですが、今年は1,000点近い応募があったということで、事務局である環境保全課は大変喜んでおられました。

大人に対してのポイ捨て禁止といった子どもなりの明るいポスターがたくさんありましたので、八尾の子どもたちが本当に自主的に頑張っているいろんなことに取り組んでくれることがよく分かりました。

【中山教育長】 委員の皆様から、この間の活動につきまして、何かありましたらよろしくお願いいたします。

【岩井委員】 この間、授業公開の研究会が、4校の学校で開催されましたので、訪問させていただきました。

まず、1校目、11月24日(水)、美園小学校で八尾市ICT研究推進校の中間報告会がありましたので、参加させていただきました。

参加者は市内全域からはもちろん、小中一貫教育で授業研究を中学校区で進めているということもあり、久宝寺小学校と久宝寺中学校の先生方は、校長先生を始め全員が参加しておられました。

研究テーマは、「授業改善プラス支援教育」ということで、ユニバーサルデザインを取

り入れた授業づくりの中に、ICTを活用していこうと研究を進めておられました。この日は、低、中、高学年と支援学級の合計4クラスでの授業公開があったのですが、授業者の先生からは、今後の課題として「タブレットあって学びなし」とならないよう、使い方や使う場面をもっともっと研究していきたいという声が出ていました。

まとめとして、授業でICTを使う理由について一緒に考えてみようということで、兵庫教育大学の小川修史准教授の講演がありました。その中で、ICTは子どもの自尊心を高めるツールであり、一人一人の子どもの自尊心をどう導き出し高め、貯金していくことができるかを考えることが重要で、授業でICTがうまく使われたかどうかを評価するコツは、ICT以外の活動がどの程度、どんなふうにされたか、そしてその中で、子どもたちの頭や気持ちがどれだけ動いたのかを考えることが大事で、その自尊心の種というのは、コミュニケーションや会話の中にあるというお話を聞かせていただいて、私自身、非常に勉強になりました。

2校目は、12月1日(水)、用和小学校で学校図書館を充実活用するためのモデル校として、大阪府教育委員会から研究指定を受けての発表会がありましたので訪問させていただきました。

用和小学校の学校図書館の様子については、学校ホームページでも見ておりましたが、実際に学校図書館の内部、レイアウトや環境整備の様子、そして学校図書館の機能を最大限に活用した授業を全クラスで見せていただいて大変参考になりました。

先生方自身が、本を読んだり選んだりする姿が、子どもたちの読書意欲に確実につながっているというお話も聞かせていただいて、これからも学校図書館に行きたいという気持ちを起こさせる様々な取組みを、いろいろ工夫してやっていただきたいと思いました。

3校目は、12月3日(金)、南山本小学校です。南山本小学校は、国語の授業づくりモデル校として、大阪府教育委員会から研究委嘱を受けていて、この日、2年間の研究報告会がありましたので参加させていただきました。

研究主題は、「自力読み 南山プランで読解力を高める国語科の授業」、サブタイトルが「一人でじっくり読んで考える力の獲得」ということで、全学年全クラスでの授業公開がありました。学校一丸となって不易の部分を中心に、課題を共有しながら物語文の研究に取り組まれていて、子どもたちの思考力・判断力・表現力が身につけてきていると手応えを感じさせるような授業でした。

また、授業者は、20代後半から30代前半ぐらいの若い先生が大半でしたが、この研究の過程を通して授業づくりの楽しさと難しさを知ると同時に、教師として芯になる授業力の基礎なるものをしっかりと築けたのではないかと授業を見ていて感じました。学校の人材育成は着実に進んでいると思いました。

4校目は、12月8日(水)、スマートスクール実現モデル校として、大阪府教育委員会から研究指定を受けている東中学校で授業公開の研究会がありましたので、訪問させていただきました。

研究主題は、「情報活用能力育成のための指導の充実」、サブタイトルとして、「乗り越えたい3つの壁」、1つ目が授業時数などの時間の壁、2つ目がICT活用のスキルの壁、それから、3つ目は主体的対話的で深い学びの実現の壁、その3つの壁を乗り越えようと、学校一丸となって、研究を進めておられました。

中学校では、教科によって先生が異なりますし、小学校に比べて部活動や生徒指導など他の業務も多くて、日々ICT活用に関わるたくさんの情報を全ての先生で共有することは、現実として非常に難しいので、職員向けの校内通信をこまめに発行して情報共有を進め、どんな形でもよいので積極的に端末を使おうを合い言葉に、4月から各学年、教科、領域での授業研究をしてこられ、この日の研究発表に至っています。

私は、よく工夫された授業を見せていただいて、その背景にある、これまでの先生方の大変なご努力と真摯な取組みに、本当に頭の下がる思いがいたしましたし、心から敬意を表したいと思いました。

以上、4校、私の経験から見ましても本当によく頑張っていることが、訪問して一層よく分かりましたし、この頑張りの成果を、ぜひとも八尾市の学校、先生方みんなで共有して、八尾の教育をさらに向上発展させていただくように願っております。

以上です。

【中山教育長】 ありがとうございます。

他の学校も頑張っているので、また発信していけたらと思いますのでよろしくお願い致します。

他の委員の皆様、よろしいですか。

ないようでしたら、私から最後に1点報告をさせていただきます。岩井委員が本日、12月22日から2期目に入っていただくことになりまして、10月25日に任命式がありました。引き続き岩井委員、どうかよろしくお願いいたします。では、一言だけですか。

【岩井委員】 再任させていただくことになりました。課題は山積しておりますが、頼もしい事務局の皆様方とともに、精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 よろしく願いいたします。

{議案審議}

【中山教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきます。

まず、議案第32号「八尾市いじめ調査委員会委員の委嘱の件」について審議いたします。

提案理由を光岡人権教育課長より説明願います。

【光岡人権教育課長】 議案第32号「八尾市いじめ調査委員会委員の委嘱の件」につきましてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が生起し、事実関係を明確にするための調査を行う必要が生じた場合、八尾市いじめ

問題対策連絡協議会等条例第6条の規定に基づき、調査を担っていただく委員を委嘱する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、お配りしております「八尾市いじめ調査委員会委員名簿（案）」に基づきましてご説明申し上げます。

今回、教育、法律、心理等に関し専門の学識経験を有する者として、弁護士、心理学博士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーのうち1名の計4名の方を委員会委員としてご提案するものでございます。任期につきましては、令和3年12月22日から2年の期間でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 提案理由の説明がございましたが、この件につきまして、委員の皆様から、質疑等ありましたらお願いいたします。

【藤井委員】 各委員の皆様の専門資格が書いてありますが、数年前に、公認心理師という資格ができたと聞いていて、私の周囲でもチャレンジして取得される方が多くなっていますが、この資格の取得者は今後、委員の対象になるものなのかどうか教えていただけますでしょうか。

【光岡人権教育課長】 公認心理師についてですけれども、この調査委員会の委員の区分については、心理の専門家ということで区切っておりますので、今後そういうお立場といえますか、資格をお持ちの方が、この調査委員会の委員を担っていただくということも大いに考えられます。

【中山教育長】 藤井委員、よろしいですか。

今説明がありましたように、今回、本日12月22日から、また2年間活動いただくということで、必要に応じていじめ調査委員会が開催され、この方たちが第三者委員として担ってくださるということになります。橋本めぐみ委員につきましては、途中で代わっていただいてそこから2年間ということになっておりますので、本日は、他の4名の方について、審議いただくということになります。

他の委員の皆様、質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第32号につきまして原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第32号「八尾市いじめ調査委員会委員の委嘱の件」について、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第33号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命の件」について、審議いたします。

提案理由を光岡課長より説明願います。

【光岡人権教育課長】 続きまして、議案第 33 号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命の件」につきましてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定されているいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 1 条の規定に基づき、委員を委嘱・任命する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

お配りしている資料「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）」をご覧ください。本連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うもので、八尾市立学校の代表者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、学識経験者、市の関係課職員の委員 20 人以内をもって組織しております。

このたび、全委員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱・任命する必要があるためご提案するものでございます。委員の任期につきましては、八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 12 月 22 日から令和 5 年 12 月 21 日までの 2 年間でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 私から 1 点確認ですが、任期満了に伴って交代された方はいらっしゃいますか。

【光岡人権教育課長】 今回の任期満了で、交代された方はおられません。

【中山教育長】 分かりました。引き続きやっていただくということで、了解いたしました。

委員の皆様、質疑等よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら採決に移らせていただきます。議案第 33 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 33 号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命の件」について、原案どおり可決いたしました。

{報告事項}

【中山教育長】 それでは、報告事項に移らせていただきます。「就学に関する制度について」、式教育政策課長及び黒井学校教育推進課長より報告願います。

【式教育政策課長】 それでは、就学に関する制度について、ご報告させていただきます。まず、私の方から、制度の概要についてご説明させていただき、その後、学校教育推進課長から、小規模特認校における特色ある学校づくりについてご説明させていただきます。

資料は、A3・横の資料「学校を選択できる制度について」をご覧ください。本資料は、現在検討中の学校を選択できる制度として、「小規模特認校制度」と「指定校変更の弾力的な運用」についてまとめたものです。

まず、現状と課題の1点目でございますが、他の中学校区に比べ小規模化が進んでいる桂中学校区及び高安小中学校区につきましては、クラス替えができない状況で人間関係が固定化されたり、柔軟な指導形態がとりにくいなどの教育上の課題解消を図り、一定の集団規模を確保していく必要がございます。そこで、平成31年4月より学習指導要領によらない教育課程の編成（教育課程特例校）や義務教育学校を設置するなど、小規模特認校制度を見据えながら、より魅力ある、特色ある学校づくりに向けた取組みを進めてきたところです。

そこで、ねらいの1点目になりますが、小規模校対策の方策として、小規模特認校制度を導入することで、小規模化に歯止めをかけ、魅力ある学校づくりを推進しながら、保護者の学校教育への関心を高め、学校や地域の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

また、現状と課題の2点目、3点目でございますが、本市では、現住所に基づいて就学すべき学校を指定していますが、学校が必ずしも通学区域の中心に設置されているわけではございません。

そのため、ねらいの2点目になりますが、指定校変更の弾力的な運用を開始することで、現住所に基づく就学指定校を原則としつつ、距離や隣接といった一定の条件に該当する場合には、学校運営等に支障のない範囲で指定校以外の学校を選択できるようにし、児童の通学に関する負担の軽減や、子ども一人ひとりに適した環境で個性や能力を一層伸ばしてまいりたいと考えております。

次に、令和5年度までの制度導入までのスケジュールとしましては、令和3年度までが制度の検討で、今年度に決定し、令和4年度は制度の周知・手続きを開始して、令和5年度の小・中学校新1年生から適用を開始してまいります。

次に、制度導入にあたっての前提としましては、現住所に基づく就学指定校を原則とし、適正な学校規模を勘案し、学校運営等への影響に配慮すること、地域とともにある学校づくりや小中一貫教育を進めていく方向との整合を図ること、通学は子どもの負担や安全面を十分に考慮した上で、保護者の責任のもとで行っていただくこと、児童生徒や保護者の中で、偏見や差別意識が生じたり助長したりすることのないよう適切に対応していくことを記載させていただいております。

次に、その下、左側には小規模特認校制度を、右側には指定校変更の弾力的な運用を記載させていただいておりますが、小規模特認校制度については、他校区から通ってみたい

とっていただけるような魅力と特色について、桂中学校区は「子どものキャリア発達を支援」をコンセプトに、高安小中学校区は「グローバル人材の育成」をコンセプトとして、特色ある教育活動を展開していきたいと考えているところです。詳細につきましては、後ほど、学校教育推進課長よりご説明させていただきます。

そして、その他の取扱いについては、制度設計の中で、課題になりそうな項目を資料のとおり、記載させていただいております。

次に、右側の指定校変更の弾力的な運用については、指定校以外の学校を選択できる場合として、小学校入学時に自宅から近い学校を選択、中学校入学時に隣接する校区の学校を選択できることを図とともに、記載したものです。

選択できる中学校一覧につきましては、一番左の列が指定校で、その隣に隣接校を、一番右端には、小規模特認校を記載しており、隣接校は多いところで5校、少ないところで2校、プラス特認校4校は市内全域で選択できることを、表にして記載させていただいております。

また、その他の取扱いには、先ほどの特認校と同様に、制度設計の中で課題になりそうな項目を、資料のとおり記載させていただいており、これら両制度を開始することで、八尾の子どもたちの就学環境の充実につなげてまいりたいと考えております。制度概要についての説明は、以上となります。

引き続き、小規模特認校における特色ある学校づくりについて、学校教育推進課長よりご説明させていただきます。

【黒井学校教育推進課長】 それでは、まず桂中学校区からご説明申し上げます。

資料A4の横版をご覧ください。桂中学校区のコンセプトは「子どものキャリア発達を支援」としており、令和元年度より実施しております人権みらい探究科の実践による人権教育並びにキャリア教育の展開と、確かな学ぶ力の育成について取組を進めていきたいと考えております。

校区共通の具体的な内容としましては、各教科の授業や人権みらい探究科の授業等において、大学教授やプロの職業家などの専門家、地域人材などの外部人材を活用すること、キャリア発達の支援として様々な体験活動の実施を考えております。また、少人数の良さも活かしながらグループによる協働的な学びの充実を図っていきます。さらに、英語検定及び漢字検定について、年1回ずつ受検料を補助する形で全員が取り組むことを考えております。

次に、学校ごとの特色ある取組みについてですが、桂小学校については、スポーツ・健康教育等の充実ということで、体育等の授業において、しぶきでの水泳授業やプロのダンサーによる指導、トップアスリート等の外部人材に授業に関わっていただくことを考えております。

また、充実した専門家による児童支援については、キャリア形成において、心身の安定ということは非常に重要であり、スクールカウンセラーの配置についても検討しております。

さらに、放課後には、講座形式で週1日、民間の学習支援やスポーツ教室の開催などの取組も考えております。

I C Tやコミュニケーションツールを活用したプレゼン能力の育成については、各授業でのI C Tの活用はもとより、人権みらい探究科等の中での取組発信をオンラインを活用して、実施することも検討しております。

次に北山本小学校については、教科学習や児童支援の充実に向けた外部人材による専門的な指導・支援については、理科では学芸員に授業に関わっていただいたり、体育の授業においてもダンスや器械運動、陸上競技において専門的なスタッフに指導をしていただくことを検討しております。

また、桂小学校と同様にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置についても検討しております。

次に放課後クラブの活動については、民間の学習支援、スポーツ教室や英語教室の開設を検討しております。

多文化理解教育の推進については、人権みらい探究科において、多文化理解に重点をおいて学習内容を深める体験活動の実施等を検討しております。

次に桂中学校について、全ての教育活動でI C Tを徹底活用については、市のモデル校として他の学校に先行してタブレット端末を配備し、取組みを推進している経緯があることから、各授業においてのI C T活用についてさらに充実を図っていくこと、民間企業との連携やオンラインを介した専門家の参画なども検討しております。

放課後等に外部人材の学習支援については、民間の事業者による学習支援を、平日と長期休業期間に実施することを検討しております。

外部専門家による部活動指導については、現在サッカー部において、民間企業と連携し、専門の指導者によるコーチングを受けておりますが、種目を増やす検討をしております。

次に高安小中学校区のコンセプトについて、もう一つの資料をご覧ください。高安小中学校区のコンセプトにつきましては「グローバル人材の育成」としており、発達段階に応じた、義務教育学校9年間の系統性・連続性のある指導とグローバル人材の育成に向け、外部資格を活用した教育活動の充実を図っていくこととしております。

具体的には、八尾市のフロンティア校として英語教育の充実をこれまでも図ってきましたので、引き続き英語教育に力を入れ、高安イングリッシュビレッジの開設としてN E Tの常時配置をするとともに、英語教育のさらなる充実を図っていきたいと考えております。また、英語検定と漢字検定を年1回ずつ受検料を補助する形で、全員が取り組むことを考えております。

外部人材による放課後学習支援については、長期休業期間のみではなく、平日の実施を検討しております。

I C Tを活用した学習活動の一層の充実については、市のモデル校として他の学校に先行してタブレット端末を配備し、取組みを推進している経緯があることから、各授業においてのI C T活用についてさらに充実を図っていくこと、民間企業との連携やオンラインを介した専門家の参画なども検討しております。

以上が、現段階において検討している内容となります。

【中山教育長】 この間、ずっと教育委員の皆様にはいろいろと協議いただいていた、形に整えていくことになってきました。

平成 22 年に、八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申をいただいて、それに沿って、平成 28 年度に高安小学校、中学校という施設一体型ができ、桂中学校区は分離型の推進校ということで、八尾市の小中一貫教育を進めていく拠点となったのが 2 つの中学校区です。この間ずっと取組みを進めてまいりまして、今回こういう形で小規模特認校制度に至るということになっています。

これから皆様にご意見等をいただく前に、今日はご欠席の水野委員からご意見、ご質問を文面にてお預かりしていますので読ませていただきます。

小規模特認校制度は、特色のある教育をする学校区を八尾市が指定し、キャリア支援・グローバル教育という非常に重要なテーマについて扱っているという特色があります。今の教育改革の流れ、学習指導要領の流れに沿っていると感じました。

一方で、指定校変更の弾力的な運用では、これも学校の受け入れ可能な範囲内で、子どもの事情に配慮し、自宅から近い学校や隣接する校区の学校に通学する可能性を設けるというものです。この点について、様々な議論があるものの制度設計を可能な限り弾力的に運用するというのも、市民のニーズに応える方法だと感じました。

しかしながら、桂中学校区、高安小中学校区の児童生徒にとっては、特認校があり、また、弾力的な運用があるということになります。この 2 つの校区の子どもたちの弾力的な運用により、隣接する学校へ通学が可能と考えていいのでしょうか。

もし、桂中学校区、高安小中学校区の子どもが、隣接する学校に通うことができるということになりますと、小規模特認校がますます小規模になってくるという事態も想定されうると考えます。これについて、どのようにお考えかを、お聞かせくださいというご質問です。

事務局、この点について、説明をお願いします。

【式教育政策課長】 ただいまの水野委員からのご意見、ご質問でございますが、まず、特認校制度の導入を予定しております桂中学校区と高安小中学校区でも、指定校変更の弾力的な運用を実施していくのかどうかということにつきましては、他の校区と同様に実施していく予定としております。

理由といたしましては、特認校を導入するということが、一定小規模化に歯止めをかけるため、他の校区からもしくは市外から呼び込むというところがねらいとしてございますが、一方でご懸念されているように、小規模の学校がより小規模にならないかという点につきましては、庁内でも議論、検討を重ねていく中で、そういった懸念もありつつ、桂中学校区と高安小中学校区の児童生徒が、そういった弾力的な運用で、一定選択できるというようなことができないというのは、やはり不公平感につながるのではないかとということも考慮して、桂中学校区と高安小中学校区の児童生徒についても、同様に弾力的な運用の制度を実施していこうと考えているところでございます。

より小規模になるのではないかと懸念に対して、どう対応していこうと考えているのかということにつきましては、これは資料の前提のところにも書かせていただいておりますけれども、基本的には現住所に基づく就学指定校というところが、変わらず原則であり、弾力的な運用にあたっては、一定受け入れする人数について、上限を設けさせていただこうと考えておりまして、考え方につきましては、例えば、学校運営に影響のないと

いうところでいいますと、児童生徒の数によって、学級数や教職員の体制といったところにも関わってまいりますので、そういったところに影響が及ばないように、また、あまり多くの児童生徒が、もともと就学指定校として通う予定であったところから、違うところに流出するという形になりますと、学校運営にも多大な影響が出てきますので、そのあたりを勘案して上限人数は、学校と協議しながら設定をしていきたいと考えております。

具体的な人数につきましては、多くても5名程度ぐらいまでかと考えております。小規模特認校の導入を予定しております桂中学校区と高安小中学校区につきましても、そういったところを勘案しながら、周辺の学校の受け入れ人数等も、また考えていく必要があると思いますし、何より特色とか魅力というところを市民の皆様に発信させていただいて、特認校の制度を利用して、来ていただくというところにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

【中山教育長】 水野委員には、今の回答を伝えさせていただきます。

他の委員の皆様のご意見等をいただけたらと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

【岩井委員】 今も説明がありましたが、学校現場にいた立場からしますと、この制度の新1年生の受け入れ人数によってはクラス数の増減があって、学校運営にも大きな影響が出てきますので、学校としては、この受け入れ人数というところがどうなるのかというのが、気になるころだと思えます。

資料の右下の受け入れ人数・抽選という部分で、学校運営等への影響の観点から学校の受け入れ可能な人数の範囲があるなど云々という記載がありますけれども、この受け入れ人数については、どのように設定していこうと考えておられるのか、また、先ほども説明がありましたが、どのくらいの数の行き来を想定しているのか、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。

【式教育政策課長】 ただいまの受け入れの人数についての設定と数についてということでございます。

先ほどの水野委員のご質問に対する回答の中でも、少し触れさせていただきましたけれども、学校運営等への影響という部分につきましては、ただいま、岩井委員がおっしゃっていただきましたように、やはり学級数等といったところに影響が出てくるのではないかとということで、これは校長先生方からご意見をお伺いする中でも、そういった部分についてのご心配の声というのはいただいております。

我々も検討の中で、ニーズに少しでも応えていければということと、一方で1クラスの児童生徒数、それと学級数というところで、新小1、新中1が現在の住所地に応じた就学校の指定で入学されるときに、一定こういった学級数になるであろうといったところを勘案しながら、影響のない形での受け入れ人数というところで、先ほど申し上げました、多くても5名程度が上限になるかなど。場合によっては、1人、2人になる可能性もございますが、クラス数の増減といった学校でもご心配されている部分にも配慮しながら、協議の上、決定してまいりたいと考えているところでございます。

【岩井委員】 受け入れ人数によって、クラス数の増減が起こってしまうというようなことが、仮にあれば、学校は本当に様々な面で影響を受けて、円滑な学校運営がしにくい状況が出てくるのではないかと私は思っております。

そのような状況にならないためにも、受け入れ人数の範囲など、一定の配慮は必要だと思いますので、ぜひとも丁寧に対応していただくようによろしくお願いしたいと思います。

【中山教育長】 岩井委員がおっしゃっているように、中学校はやはり4クラスと5クラスで、学校全体の教職員数も変わってきますので、学校訪問をしていて、ご意見をいただいた校長先生は、今、特別支援の必要なお子さんが増えていて、支援学級の子どもたちがカウントされないときに、それで120いくかいかないかという状況で、学級設置が4クラスになるか5クラスになるか、本当に微妙なときに入ってきてもらうことで、5クラスになるという状況も起こるかなということで、そういう制度だったらありがたいということはおっしゃっています。

逆に、抜けていく学校もあるので、そのあたりの調整は、教育委員会の事務局が、秋の段階の就学の見極めのときに、しっかりとやっていかないといけないので、その部分は教育委員会としても、大きな役割を果たさないといけませんので、今、岩井委員がおっしゃったように、本当に配慮していかないといけない部分であるというのは、かなり話し合ってくれています。

今日は報告事項でのご意見聴取ということですので、また、事務局も参考にしていきたいと思います。

他の委員の皆様、いかがですか。

【村本教育長職務代理者】 市民の方からは今まで選べなかったものが選べるようになるということで、大変いいことでしょうし、うまく進めていただけたらと思っております。また、先ほどから受け入れについては、5名程度までというお話をされておりましたが、水野委員も心配されておりましたように、小規模校から出ていく方がおられる場合に、その人数について何かお考えのことがあれば教えていただけたらと思っております。

【式教育政策課長】 先ほど、各学校の中で受け入れの上限の数というのは、設定していきたいとお答えをさせていただきましたけれども、今、村本教育長職務代理からありました、出ていく数について設定するというのは難しいと考えております。ですので、その部分につきましては、受け入れの人数とは違いますが、今のところこの学校から何人まで、この制度を利用して出ていくということを決めるということは考えてはおりません。

【中山教育長】 学校が目の前に見えているのに、違う学校に時間をかけて行かなければならないといった市民の方の声というのは、確かに出てきていますので、そのあたりにつきましても、先ほどの話とも繋がりますが、かなり慎重な調整があるかとは思っています。

村本職務代理、よろしいでしょうか。

【村本教育長職務代理者】 本当にいろいろ難しい問題があると思いますけれども、次年度に入ったら説明会等も開かれるということですので、それによってまた反応もある程度手応えとして分かってくるのではないかと思いますので、細かな配慮をお願いできたらと思っています。

【中山教育長】 藤井委員、何かございませんか。

【藤井委員】 「小規模特認校制度」及び「指定校変更の弾力的な運用」ということで、そのねらいに小規模校対策の方策ということが書かれてあり、小規模化をどうにかしないといけないというところからいろんなアイデアを出し、調整していただいていることと思います。また、ものすごく教育委員会の皆様が、一つひとつ考えて悩んで苦勞してここまで持ってきてくださっているのだらうなということが本当に見て取れると思います。

私は保護者といった立場でもあるので、指定校の変更の弾力的な運用は、おっしゃるとおり目の前に学校があるのに、校区の区切りで行けないということで、各ご家庭、子どものニーズも拾っていけるところがあると思っています。

特認校制度というのは、やはり難しいのだらうなというのがあって、義務教育、公立の学校である限り、どこの学校でも基本的には同じ教育を受けられるようにしなければならないという中で特色を出していくという、矛盾ではないですが、そこでいろいろプロの方に来ていただいたり、キャリア教育であったり、英語の教育に力を入れるといったことをしてくださっているのがすごく魅力的でもあります。

いずれにせよ、子どもがぜひこの学校で勉強したいと感じられるといった魅力的なものになっていけばいいなと思った次第です。

以上です。

【中山教育長】 特認校に子どもが行きたいと言ったときに、近い子たちは問題ないでしょうが、かなり離れた場所から通学することになる子どもたちに関して、通学手段については、保護者の責任とありますが、何らかの負担軽減策はないのかという話も委員の皆様から出ていたと思いますが、事務局、どうですか。

【式教育政策課長】 現段階においては、制度導入にあたっての前提にありますように、保護者の責任のもとでということとは、必要かと考えてはおりますが、ただ、今おっしゃっていただきましたように、市内全域から通っていただけるというところを考えたときに、通学に関する支援策、例えば、他の自治体で言いますと、スクールバスを運行している自治体もございます。本市におきましても、今後導入に向けて進めていく中で、そういったところを検討していければと考えているところでございます。

【中山教育長】 委員の皆様、よろしいですか。

【岩井委員】 指定校変更の弾力的な運用のその他の取扱いについてで、受け入れ人数・抽選について記載がありますが、兄弟、姉妹、双子などの場合でも、「優先扱いはなし」

と書いてありますが、私が学校におりましたときに、双子のお子さんを同じクラスにしてほしいという保護者の要望がありました。ですので、優先扱いはしないという考え方について、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

【式教育政策課長】 抽選にあたっての優先扱いの有無というところがございます。先ほど申し上げておりますように、弾力的運用の実施にあたっては、上限の人数を設けていこうと考えている中で、それを超える希望者があった場合には、抽選ということを考えております。その抽選に際して、兄弟、姉妹等での優先扱いはしないというところを考えているのですけれども、先ほど申し上げておりましたように、受け入れの人数につきましても、多くても5名程度までかなと考えておりました。もし兄弟、姉妹等の優先を認めてしまった場合に、それで枠が埋まってしまうということが考えられ、そういったところで、不公平感が生まれる可能性も高いことから抽選にあたって、優先扱いはなしと、今のところは考えているところがございます。

【中山教育長】 私から先ほどお話しいたしました八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申を受けて、この間ずっと、私が着任して平成28年度からずっと取り組んできた中で、八尾市小中一貫教育基本方針を策定し、また、小中一貫教育の準備期を経て、令和元年度から市内全中学校区での小中一貫教育をスタートさせて、今日に至っています。

令和2年度の市政運営方針の中での望ましい就学環境のあり方についての本格検討、令和3年度は、市政運営方針の中に学校が選択できる制度設計の推進と、これは市長も打ち出しておられて今日に至っているのですけれども、この件については、教育委員の皆様と市長とで一度意見交換をしていただく機会は、設置されると思いますので、その際に忌憚のない意見をお出しいただければと思っています。

この制度そのものは、教育委員会が作り上げていくもので、来年になりますけれども、議案として審議していただく機会を持たせていただくことになります。この間、事務局がずっと議論してくれており、そこにまた教育委員の皆様の意見も反映させてとっておりますので、引き続きどうかよろしく願いいたします。

【中山教育長】 次に、いじめの重大事態事案への対応につきましては八尾市個人情報保護条例第14条第1号の当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき内容となりますので、この報告については非公開といたします。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは、異議なしと認め、本報告につきましては非公開で行います。傍聴の皆様、ありがとうございました。ご退場いただきますようによろしく願いします。

(以下、非公開報告)